

習志野市新清掃工場建設事業に係る 環境影響評価方法書

令和5年8月

習 志 野 市

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の名称	2-1
2-2 対象事業の目的	2-1
2-3 対象事業の内容	2-1
2-3-1 対象事業の種類の細分	2-1
2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-1
2-3-3 対象事業の規模	2-5
2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項	2-5
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-8
2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの	2-8
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
3-1-1 大気質の状況	3-1
3-1-2 気象の状況	3-12
3-1-3 水質の状況	3-17
3-1-4 水象の状況	3-27
3-1-5 水底の底質の状況	3-29
3-1-6 騒音及び超低周波音の状況	3-30
3-1-7 振動の状況	3-36
3-1-8 悪臭の状況	3-38
3-1-9 地形及び地質等の状況	3-38
3-1-10 地盤の状況	3-43
3-1-11 土壌の状況	3-45
3-1-12 植物の生育及び植生の状況	3-49
3-1-13 動物の生息の状況	3-67
3-1-14 生態系の状況	3-89
3-1-15 景観の状況	3-90
3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況	3-92
3-2 社会的状況	3-94
3-2-1 人口の状況	3-94
3-2-2 産業の状況	3-95
3-2-3 土地利用の状況	3-96
3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-101
3-2-5 交通の状況	3-106
3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-111

3-2-7 下水道の整備の状況	3-121
3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-122
3-2-9 その他の事項	3-158
第4章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	4-1
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
5-1 環境影響評価の項目	5-1
5-1-1 活動要素の選定	5-1
5-1-2 環境影響評価項目の選定	5-2
5-2 調査、予測及び評価の手法	5-10
5-2-1 大気質	5-12
5-2-2 水 質	5-43
5-2-3 騒 音	5-47
5-2-4 振 動	5-56
5-2-5 悪 臭	5-63
5-2-6 土 壌	5-69
5-2-7 植 物	5-74
5-2-8 動 物	5-78
5-2-9 生態系	5-85
5-2-10 景 観	5-87
5-2-11 廃棄物	5-90
5-2-12 残 土	5-92
5-2-13 温室効果ガス等	5-93